

公立小中学校施設整備のための予算確保に関する決議

公立小中学校の施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものである。

これまで校舎や体育館の耐震化を優先的に進めてきたところであるが、築 40 年以上の施設が約 3 割存在しており、今後、新增築・老朽化対策等に係る事業費が更に増大していくことが必至である。

また、空調設置、トイレ改修、給食施設整備等についても、家庭や社会環境の変化に対応して、早急に事業を進める必要がある。

しかしながら、この 20 年間の公立学校施設整備に関する国の当初予算額の推移を見ると、平成 10 年度に 1,731 億円だったものが平成 30 年度には 682 億円と大幅に減少してきている。

よって、国は、公立小中学校施設の実態を十分に踏まえ、速やかに子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、安全・安心の確保を図る観点から、下記事項について、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 公立小中学校施設の整備費については、新增築・老朽化対策、空調設置、トイレ改修、給食施設整備等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。
2. 平成 30 年度については、補正予算による十分な財政措置を講じるとともに、速やかな事業執行ができるよう早期内示に努めること。

以上決議する。

平成 30 年 6 月 6 日

全 国 市 長 会